

第1回半田市議会定例会文教厚生委員会委員長報告書

当文教厚生委員会に付託された案件については、3月13日、14日及び15日、いずれも午前9時30分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第9号中、当委員会に分割付託された案件及び議案第13号の2議案については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

予算編成における各部の方針は。とに対し、

まず、福祉部については、民間でできることは民間に、命と健康を守る施策、聖域なき見直しと堅持、を3本柱にしております。とのこと。

子育て支援部については、子育ての第一義的な責任は親にあり、家庭にある、という基本的な考え方に立った上で、子どもの目線に立った子育て支援の一層の推進、というテーマをもっております。とのこと。

教育部については、学校教育、生涯教育において、子ども、保護者、地域の方々など、全ての方からの、教育に対する信頼の確立を目指しています。とのこと。

歳入、13款1項1目、アイプラザ半田使用料について、アイプラザ半田の利用料金見直しは、いつまでに、どのように行うのか。とに対し、

アイプラザ半田と類似施設との間で、使用料に不整合が生じていることは認識していますが、使用料の見直し着手が遅れていることは、大変申し訳なく思っています。平成24年中にアイプラザ半田の長期的な利用形態を定める中で、利用料についても考えてまいります。とのこと。

歳出、3款1項1目、地域福祉計画推進事業について、予算額は5万円と少額だが、予算を伴わない取り組みも含めて、どのようなことを実施していくのか。とに対し、

地域福祉に関する意識の醸成を図り、市民の地域福祉活動への参加を促進する目的で、地域福祉講演会を計画しており、そのための講師謝金と旅費を予算計上しています。その他には、障がい者への理解促進講座や各地域でのふくし井戸端会議なども行ってまいります。とのこと。

同項2目、半田市シルバー人材センター補助金について、補助金減額の理由は何か。とに対し、

国が、シルバー人材センターの会員数と就業日数等の基本数値を用いて運営費補助の単価限度額を設定していますが、国がそのランク設定を変更したことにより、補助額が引き下がったものです。とのこと。

同項5目、亀崎地域総合福祉センター改修事業について、3か年実施計画より予算が600万円ほど減っているが、その理由は。とに対し、

平成23年度中に空調設備が故障し、急きょ修繕を済ませたことなどにより、当初の予定よ

り改修箇所が減ったものです。とのこと。

同項6目、国民健康保険事業特別会計繰出金について、国保財政が逼迫している中で、昨年度と同額とした理由は何か。とに対し、

国保会計については、平成20年度から単年度黒字決算を計上していることと、税の公平性の観点から、保険税を下げる為の繰り出しはしない、という方針のもとで、前年度同額の6億円に据え置いたものです。とのこと。

同款2項2目、児童センター管理運営委託料について、2館の管理運営を各地域に委託し、民営となることに何を期待するか。とに対し、

地域の実情に詳しい方に運営していただくことになるのでサービスの質が向上する、また地域の活性化が期待できます。さらに、地域の方々が子育てに参加していただくことで、間接的に子どもや子育て関係のトータルコストの縮減が図られるものと考えています。とのこと。

同じく、児童センター管理運営委託料について、民営になっても、児童厚生員等、スタッフの研修はなされていくのか。とに対し、

館長会議、厚生員会議での情報交換のほか、市の保健師、保育士、臨床心理士が訪問するなどして連携を図っていきたいと考えています。とのこと。

同日、花園小学校放課後児童クラブ建設工事について、公設民営となるわけだが、利用料等は今後どうなるのか。とに対し、

委託先団体には、現行のサービスの量、質は下がらないようお願いしており、平成24年度は、安定的に運営していくということで、当面はこれまでの利用料を踏襲していきますが、2年目以降は利用料の引き下げも視野に入れながら委託先団体と調整してまいります。とのこと。

同項4目、保育園費について、前年度と比較して、1,577万4千円の減額となった主な要因は。とに対し、

人件費が約3,200万円の減額で、その他では1,600万円程度の増額となっています。人件費減額の主な要因は、23年度末定年退職者が多く、職員の新陳代謝によるものです。とのこと。

同日、市立保育園空調機設置事業について、2か年に分けての事業実施とした理由は。とに対し、

できるだけ早くすべての園に設置したい思いはありますが、施策全般について総合的に判断する中、2か年での実施となりました。そこで、3歳児の園児数、遊戯室の面積などを考慮し、平成24年度に実施する園を選定しました。とのこと。

同じく、市立保育園空調機設置事業について、エアコン1台あたり約115万円かかる見込みだが、もっと安価なものを多くの園に設置することができるのではないかと。とに対し、

大勢の園児が生活し、また出入りも頻繁であることから、能力や耐用年数を考慮して、業務

用エアコンの設置を予定しています。予算積算時には何度も折衝して予算計上していますので、工事費も含めて妥当な金額だと考えています。とのこと。

同項5目、つくし学園費について、今後、3障がいを受け入れていくことを前提にした予算か。とに対し、

法改正により、国は、児童発達支援センターは3障がい対応が望ましいという考え方を示した一方で、障がいの種別に特化した専門性を発揮することも重要だと言っています。今のつくし学園の現状を勘案し、従来通りの障がい種別に特化した形態での運営を継続するための予算となっています。とのこと。

4款1項2目、予防接種事業について、高齢者の肺炎球菌ワクチンに対して3000円の補助をするとのことだが、接種率はどの程度を見込んでいるか。また、どのように周知、啓発を行っていくのか。とに対し、

75歳以上およそ11000人のうち、1650人、率にしておよそ15%の接種を見込んでいます。周知、啓発については、市報、ホームページはもとより、医療機関にもポスター、チラシを配布するなど、広くお知らせしていきたいと考えています。とのこと。

9款1項3目、元気・笑顔・優しさいっぱい子ども支援事業について、その成果はどう図っていくのか。とに対し、

2分の1成人式については、その後の児童の様子や作文などから捉えることができる、また、アドバイザー配置事業についてはいじめ・不登校の数値などから把握できると考えています。とのこと。

同日、あいさつ運動推進事業について、あいさつ運動は今後どのように展開していくのか。とに対し、

あいさつ運動は確実に定着してきており、これまでの取り組みは継続して行っています。今後は、この運動をさらに盛り上げるための取り組みを考えてまいります。とのこと。

同日、学校生活支援事業について、支援が必要な児童、生徒は1学校あたり何人いるのか。とに対し、

支援が必要な児童、生徒は、診断名が出ていなくても、先生が日常生活の中で支援が必要だと判断したケースも含めて、1学校あたり15人程度です。とのこと。

同日、いじめ・不登校対策事業のうち、メンタルフレンド謝金が半減しているのはなぜか。とに対し、

1回2,000円から、半額の1,000円に引き下げました。これは、メンタルフレンドとして来ていただくことが、学生の勉強でもあるとのこと、日本福祉大学も納得の上、減額するものです。とのこと。

同日、小中学校教科書改訂事業について、多額な予算であるが、指導書や教材等の価格や購

入数は適正か。とに対し、

教科書等は、購入先があらかじめ指定されており、随意契約により購入しています。とりわけ、指導書や補助教材は販売部数が少ないため、単価が高くなっていますが、中学校においては、複数学年を指導する教員がいますし、また各学年の関連ということもあるので、全ての教員が自分の担当する教科の全学年分を所有するのが適切だと考えています。補助教材については、教員はサンプル等を参考にして必要なものを購入していますので、無駄はないと考えています。とのこと。

同款5項7目、新美南吉生誕100年記念事業について、PR用着ぐるみ2体目を作製することだが、着ぐるみを利用してどのようなPRを実施していくのか。とに対し、

これまで、産業まつりや観光事業等、イベント会場に出向いてPRするような活動をしてきており、市内の各団体からの要望があれば生誕100年PRを兼ねて利用していただきたいと思います。今後は、山車まつりのほか、観光展、物産展など、安城市をはじめとする市外へも出かけていきたいと考えています。とのこと。

同項9目、(仮称)乙川地区地域交流センター建設事業について、建設費用には、旧市民ホール跡地売却益が充てられるのか。とに対し、

旧市民ホール跡地売却益は、財政調整基金に積み立ててありますので、国庫支出金以外の1億7,404万円は、財政調整基金から繰り入れて建設の財源とします。とのこと。

学校給食特別会計について、給食費滞納の状況はどうなっているか。とに対し、

滞納繰越が平成22年度決算では約319万円ありました。平成23年度分の滞納を加えると、平成24年度へは400万円程度繰り越すことになると見込まれます。とのことでした。

その後、討論を省略し、議案第9号中、当委員会に分割付託された案件については、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

続いて、議案第13号について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第18号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

国民健康保険税の現年課税分、及び滞納繰越分の収納率の見込みは。とに対し、現年課税分は91.5%、滞納繰越分は12%を見込んでいます。とのこと。

短期証の発行について、3か月と6か月の2通りを設けている理由は何か。とに対し、

短期証に移行する際、納付する約束をしていただいた方には、まず6か月の短期証を発行します。その中でどうしても納付が途切れてしまう方には3か月の短期証を発行して納付指導をしていくようにしています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第19号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

介護認定審査会費のうち、報酬が増額した理由は何か。とに対し、
委員報酬は、委員長23,600円、委員は20,400円で前年度と変更はありませんが、審査件数が増加見込みにあり、審査会開催数を増やすため増額となったものです。とのこと。

高齢者配食サービス事業について、安否確認などの面からも重要な事業であると思うが、どのように利用促進を図っていくのか。とに対し、

配食業者数を増やすことで、利用者の選択肢が広がるよう努めてきており、平成24年度は1社増えて5社になる予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第20号については、補足説明の後、質疑に入り、

保険料率改定において、所得割率のみでなく、均等割額も上げた理由は。とに対し、
保険料率等については、愛知県後期高齢者医療広域連合で決定しているもので、2年間の給付費全体額を被保険者で割り返した結果だとお聞きしています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第23号、議案第29号、議案第30号、議案第32号および議案第33号の5議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、5議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第34号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新たに過料を科すことができるようになるが、これまでにこれに該当の事案はあったのか。とに対し、

障がい者自立支援法上、今の地域福祉課から子育て支援課に移管するもの、及び愛知県から事務が移譲されるもの、いずれについても該当事案は発生しておりません。とのこと。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第35号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

この改正による、予算への影響額は。とに対し、
平成25年度以降の予算に影響があり、現在の対象者で試算すると、およそ540万円の減額になります。とのこと。

介護福祉助成制度を実施している自治体は県内でも少ない状況の中、半田市としての制度の見直しはこれで完了か。とに対し、

救わなければいけない方は必ずいるので、すべて廃止にはなりません。今後も見直し、検討を進めていこうと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第36号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

この改正による予算への影響額は。とに対し、
平成24年8月支給分から対象になりますので、現在の対象者数から試算すると、平成24年度で160万円程度、平成25年度で500万円程度の減額になります。とのこと。

所得制限の基準額を、360万4千円とした理由は何か。とに対し、
他市町の状況を検証し、国や県が手当支給の際に設けている基準額であるこの額を採用しました。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第37号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第38号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

所得段階の多段階設定や、最高段階の保険料率引き上げなど、負担能力に応じた保険料改定であり評価できるが、基準保険料は他の市町と比べてどの程度か。とに対し、
3月5日時点での調査によると、愛知県下で高い方から5番目に位置しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。